

※平成26年3月28日付で「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の使用の認可がされましたので申請書及び添付書類の公開期間は終了しました。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用認可申請書及びその添付書類を公開しています。

国土交通省 関東地方整備局、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社は、東京外かく環状道路（関越～東名）について、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づく使用認可申請書を2013年11月8日に事業所管大臣（国土交通大臣）に提出しました。

この度、使用認可申請書及びその添付書類について公開していますので、お知らせします。また、使用認可申請書及びその添付書類をCD-ROMにてお貸しします。

・公開期間

2013年12月5日（木）から使用の認可に関する処分が行われるまで

・CD-ROM貸出場所

使用認可申請書等は下記の場所において閲覧できます。

貸出及び閲覧場所	貸出及び閲覧時間 (土・日曜日、祝日、閉庁日は除く) 問合せ先（フリーダイヤル）
国土交通省 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 (世田谷区用賀 4-5-16 TEビル 7F)	9:15～18:00 0120-34-1491
東日本高速道路(株) 関東支社 東京外環工事事務所 (武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル 4F)	9:00～17:25 0120-861-305
中日本高速道路(株) 東京支社 東京工事事務所 (目黒区大橋1-6-2 池尻大橋ビルディング 2F)	9:00～17:25 0120-016-285

なお、使用認可申請書及びその添付書類については12月5日（木）から12月19日（木）までの期間、世田谷区、狛江市、調布市、三鷹市、武蔵野市、杉並区、練馬区の各区市役所にて縦覧できます。（土・日曜日、祝日、閉庁日は除く）

また、使用の認可について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、都知事に意見書を提出することができます。

[【使用認可申請書及びその添付書類（PDF）はこちら】](#)